

会議要録

会議名	平成29年度 第1回八王子市消費者教育推進協議会	
日時	平成29年6月30日（金）午前11時10分～12時00分	
場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者氏名	委員	和田清美会長、鈴木麗加副会長、西島美奈子委員、佐々木昭夫委員、田中利男委員、西仲鎌司委員、西村実委員、竹口君夫委員、深沢靖彦委員、堤直樹委員、成瀬義雄委員、佐藤晴美委員、伊比洋司委員、大日向由紀子委員
	事務局	田代信之主査、阿部浩二主任、中野みゆき主任
欠席者氏名	澤谷めぐみ委員、木下和彦委員	
議題等	(1)平成28年度八王子市消費生活基本計画の取組みの検証・評価について (2)平成29年度第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画の取組み実施予定について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第（資料1） ・ 平成28年度八王子市消費生活基本計画取組みの検証・評価（資料2） ・ 平成29年度第2期八王子市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取組み実施予定（資料3） 	

会議内容

1 開会

事務局：これより平成29年度第1回八王子市消費者教育推進協議会を開会します。

<委員紹介>

<配付資料の確認>

和田会長：ここからは私が進行をさせていただきます。本日は委員16名のうち14名出席いただいておりますので、八王子市消費者教育推進協議会設置要綱第6条第3項に基づき会議は成立しています。次に、次第の「2 議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本議題は、個人情報等、「会議の公開に関する指針」の非公開事項に該当するものがないとし、公開でよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長：意義なしと認め、会議を公開とします。
事務局から傍聴者について報告願います。

事務局：本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在、傍聴者はおりません。この後、傍聴希望者があった場合は随時入場しますのでご了承ください。

2 議事

(1) 平成28年度消費生活基本計画の取組みの検証・評価について

和田会長：本日の議事の(1)は「平成28年度消費生活基本計画の取組みの検証・評価について」です。ただし、消費者教育に関する部分を本協議会で取り扱います。まず、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

和田会長：今の説明を踏まえ、ご意見や質問をお願いしたいと思います。
前に行った審議会でも検証を議論しましたが、みなさんお気づきのように、少し文章がわかりにくい。特に検証の文章が、体言止めで終わっていますので何を言いたいのかわからなかった。これはきちっとした文章で作成することを要請しています。その点も含めて疑問などがあればご意見を伺いたい。いかがでしょうか。

鈴木副会長：6ページの施策の方向2-1消費者教育全体的に検証案がどうしても問題提起的なものが多い。なぜそうなるのかももう少し文章を書いて欲しい。例えば、2-1-(1)上段で「学校の児童生徒らに対する施策は」とあるが一体どんな問題意識からどのような考えで検証しているのかというところをもう少し盛り込んでいただきたい。
大学の研修参加は「研修参加が少ない。また、大学側の反応がなく大学側への啓発が必要」とありますが、もう少し詳しく文章を書いていただきたい。また7ページ2段目で「昨年度の調査では全校で実施していたが、授業時間が少なかった」とありますが、全校が何校なのか、何年生の何時間が少なかったのかわからない。これだけ目指していたのにこれしかできなかったかを書いてもらわないとわからない。
あと3段目の検証で「八王子市消費者団体連絡会の加入団体が固定している。拡大する手立てを」と書いているが、消費者団体が全体で何団体あって現状の連絡会で固定している団体が何団体あり拡大する手立てが必要なのか、それとも拡大というのはこれからまだ未加入の団体がこれだけあるから是非加入していただききたいとか現状の連絡会だということに不十分

な点があると書いてほしい。

(2)-1で実績が少ないと評価するのであれば、実際これだけの本があるのにこれしか貸出せなかったと書いてください。現状の貸出方法をホームページに掲載しこうやってやればもっと実績が上がるとかを書いていただききたい。

(2)-2の検証「各講座で参加者の人数に差がある。消費者のニーズを把握する必要」とあるが、講座の周知徹底の問題もある。たとえばアンケート調査でこういうのがあったとかを書いていただききたい。

また8ページでいえば、(2)-4の検証は「講座実施は連携して」とあるが、なぜそういう問題意識になったのかを書いていただききたい。それから一番下の検証「消費者安全確保地域協議会の検討を」についても、この左側の4項目の自己評価からここにいきなり、「消費者安全確保地域協議会」の名前が出てきて、各課ではそれなりには連携しているけれど市全体に対する連携がないということでしたがこの協議会の定義がわからない。もう少し詳しく書いてください。

和田会長：やっぱり、検証の部分が不十分です。みなさん同じ思いをされていると思います。もう少し書き込んだものでないと困ります。せっかく忙しい中を集まっていたいていますのに申し訳ないと思います。いま副会長が言ったことを踏まえてこれはどうなるとかこのようなご意見を入れてほしいとかご意見はありませんか。

深澤委員：いまの鈴木副会長のご意見は非常に大切なものであって、28年度の取組の検証にもとづいて、翌年度に向かっていくんじゃないかと思います。あまりにも雑駁というか、これだけだと次に繋がらないと思います。

和田会長：ほかにはいかがでしょうか。先生方、現場ではいかがなものでしょうか。

佐藤委員：この検証が不十分だということですが、ここに指導課として書かせていただいています。2-1-(1)-3の検証「昨年度の調査では全校で実施していた」ですが、学習指導要領のなかにもこの取組みの内容が入っておりますので、それについては確実に指導している状況です。たとえば家庭科だと中学1・2年生で35時間、3年生になるとその半分。ただし、消費者教育というテーマで指導していく時間はなかなか確保できない部分があります。

今の学習指導要領、そして次もですが、子どもたちに求めていることはその知識をきちんと教えるということとそれを元に判断して実際の生活にどう生かしていくかということなので、消費者教育というテーマの授業だけではなくいろんなところで知識を生かしていく力をどこまで学校教育でつけていくことができるかが次のこととして求められています。

いろんなところでPRがあったり、いろんな宣伝があったり、それに対して自分はどう関わっていくのか、そして、今だけではなくて大人に繋がることだと思うので、やはり自分たちで知識を活用して考えてそれで本当にいいのかという力をもっとつけていかなければいけないのかなと思います。そこをいかに深めていくかというのが大切だと思います。

鈴木副会長：今のお話はすごく重要で、それを検証に書いた方がいいと思います。つまり消費者教育というテーマで教える授業時間数が多ければ多いほどいいわけじゃないと思います。今おっしゃったように情報が氾濫している中で自分でどれがいちばん信頼できるかを選びとる力をつけてもらう、これが契機になるような授業は消費者教育だけに限らないわけで、騙されないためにどうやって自分の頭で考えるかというのは、家庭科であったり社会科であったりそれだけじゃないのでその問題意識はどうやって具体的に結び付けていくのかをこれから考えなくてはいいと思います。

消費者教育というテーマでやれる授業数には限りがあるので、他の授業とかを通じて自分の頭の中で情報を選択して相談する知恵をどうやって子どもたちが学んでいくのかを、教える側も教えられる側もともに考えていくというのを検証に書いていただければいいのじゃないでしょうか。

和田会長：おそらく、指導課から出てきた自己評価は実施されたことしかないが、きちっとした話をお聞きになって、それを踏まえて、検証にも書き込んでいただきたい。
他には、いかがでしょうか。よろしいですか。

竹口委員：中学校について昨年度もお話しさせていただいたかと思いますが、消費者教育という科目はないわけでいろんな場面を使って、特に中学校の家庭科がメインになるかと思いますが社会科、特別活動、総合的な学習の時間等々、学校全体として取り組むセーフティ教室等の取り組みをしている。消費者教育にダイレクトに繋がるものだけでもそれだけ広くに渡っているというところはあります。新学習指導要領が、今話しにあったように、知識だけではなく知識を使って自分がどう判断するのかどう行動していくかということを道徳教育、いわゆる行動する道徳ということで動いています。こういった場面の時にどう動くのかとか判断するのかということが、今後増えていくと思いますので、単純に時間数ということではないと思います。後の話にもつながりますが、中学校は副読本の作成が進んでおりますので、そうなってきますとこのように体系的にやっていますという説明がしやすくなると思います。

小学校の高学年あたりのスマホをそろそろ持ち始めた子どもさんに消費者教育の積極的なアプローチが少なかったことからいろんな問題を引き起こしていますので、そこは家庭の力を利用するのが重要です。保護者会向け資料に盛り込んでいただくといいかなと思います。

和田会長：本来であるならば、28年度の検証に基づき29年度の事業が出てくるのですが、先行して作っているのでもくつながないというのが現状です。いまのお二人からの意見を検証に書き込んでいただき29年度につながるようにしてもらいたい。また、最後の安全確保地域協議会の規定がないのでこれがどういうものなのかをきちんと出していただきたい。

(2) 平成29年度消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取り組み実施予定について

和田会長：次に、29年度の取り組み実施予定についてご意見をお願いします

竹口委員：大学生の問題、特に八王子市の場合には大学が多いので学生からの相談も多い。地方から出てきて一人暮らしになった時、そのときにいろんな消費生活トラブルに巻き込まれたりする話があったと思うが、そのときに大学生が深みにはまらないように中学生の段階から教えておくことが大事であるということをおっしゃっていただいたかと思いますが。これをみると大学生も最初の段階でのガイダンスについてあまり反応がない。もちろん大学側の都合もあると思いますが新入生ガイダンスの段階での取り組みをもっとすすめられないかなと思います。新入生ガイダンスの必須項目として消費者教育を入れてくださいと市の方からも資料を提示してということをもっとやってもよいのかなと思います。昨年のお話しでは、大学生に被害があると申し出た割には反応が悪かった。ここはもう少し力を入れてやって欲しいと思います。

和田会長：新入生ガイダンスのときに、消費者被害防止についての啓発は入ってます。ぜひ連携を深めて、新入生ガイダンスだけではなくいろいろな取り組みをすすめていただきたい。

大日向委員：消費生活センターは、なかなか大学の方から出前講座などの要請がなくて呼んでいただけるよう働きかけています。学生課の教職員の方を集めてそこで研修をすることをずっと進めてきました。その効果が少し現れてきて最近では学生からの紹介で大学生が相談に来るケースも増えてきました。本年度になって大学からの出前講座の要請が初めてありました。それをきっかけにどんどん入り込めたらいいなと考えています。

和田会長：他には、いかがでしょうか。

和田会長：この表では実施予定、確定ではないんですか。

事務局：各所管から、こういうことを今年度やっていく予定として出してもらいそれをまとめています。今回は、この進捗状況がどのくらい進んでいるかをご報告したいと思います。

和田会長：では積み残しが大分あるので、次回までに検証を完成させていただきたい。それと今発言があったように予定の事業について進捗状況を報告してもらいます。ここで、これ以外に新たにつけ追加することはありますか。

事務局：この実施状況を確認する時にこれ以外にも新たに取組みも照会をかけるようにしています。

和田会長：今回は盛りだくさんになるので少し時間を多めにとるよう事務局にお願いします。せっかく来ていただいた委員の方が何も発言しないまま帰ることのないよう努力したいと思います。事務局から何かありますか。

事務局：今回は、本年度上半期の実施状況について取りまとめをして報告したいと思います。時期は11月中旬から下旬を目途に考えています。本日この場で具体的な日程の提示は困難でありますので、調整したうえで委員の方には1か月前までに通知をさせていただきます。
本日の会議要録は、こちらで取りまとめて次回会議に提示して確認をしていただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて各委員に確認をしていただき、決定をしたいと思います。本会議は委員の中から議事要録の署名をお願いしています。会長・副会長以外の委員さんのなかでお願いしたいと思いますが、今回は名簿の記載順で、西島委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

西島委員：わかりました。

事務局：次回以降は、名簿の順に従って署名をお願いしたいと思います。西島委員には会議録を作成された段階でご連絡させていただきます。よろしくお願いします。以上です。

和田会長：では、西島委員お願いします。

以上で予定された議題はすべて終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局：以上で本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。

平成 31 年 2 月 6 日

委員

西島 美奈子